

医療従事者の需給に関する検討会 第3回 理学療法士・作業療法士需給分科会	資料2
平成31年4月5日	

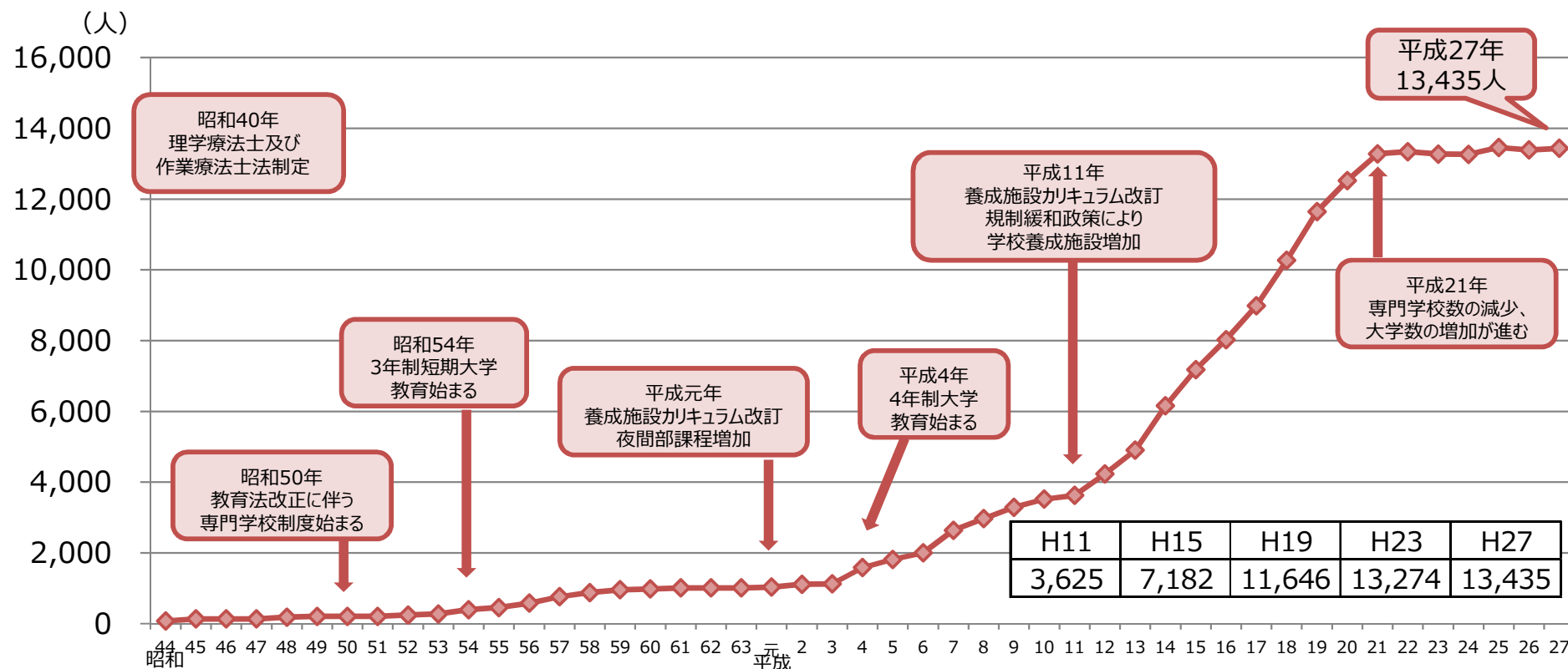
理学療法士・作業療法士の需給推計を踏まえた 今後の方向性について

1 理学療法士・作業療法士を 取り巻く状況について

理学療法士学校養成施設※の入学定員の年次推移

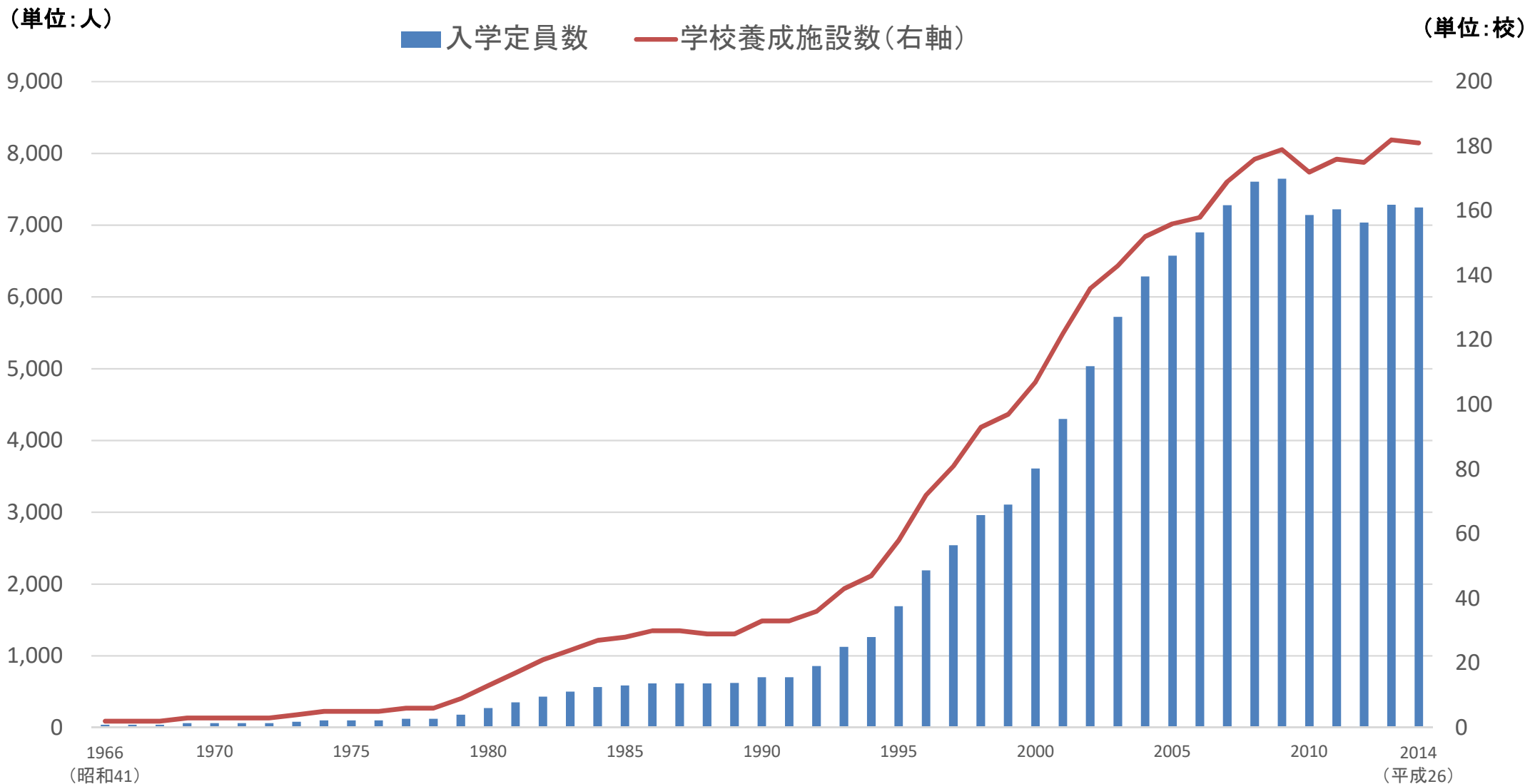
医療従事者の需給に関する検討会
第1回 理学療法士・作業療法士需給分科会
(平成28年4月22日)資料5

制度等の改定に伴い定員数の増加がみられ、平成11年以降は急激に増加している。平成21年からは横ばいで推移しており、平成27年の定員数は13,435人となっている。



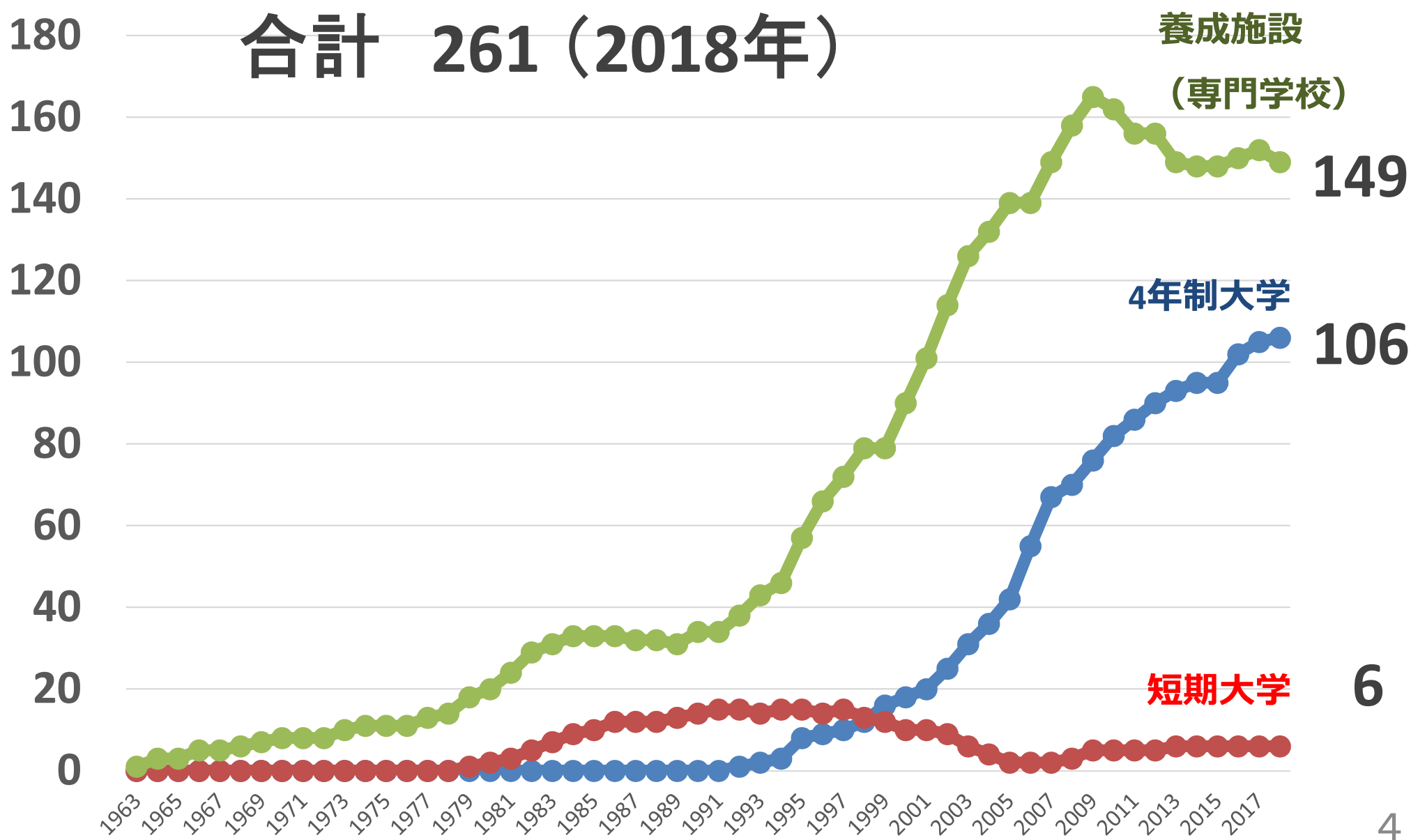
※：大学、短期大学、4年制専門学校、3年制専門学校

作業療法士養成数(入学定員)及び学校養成施設数



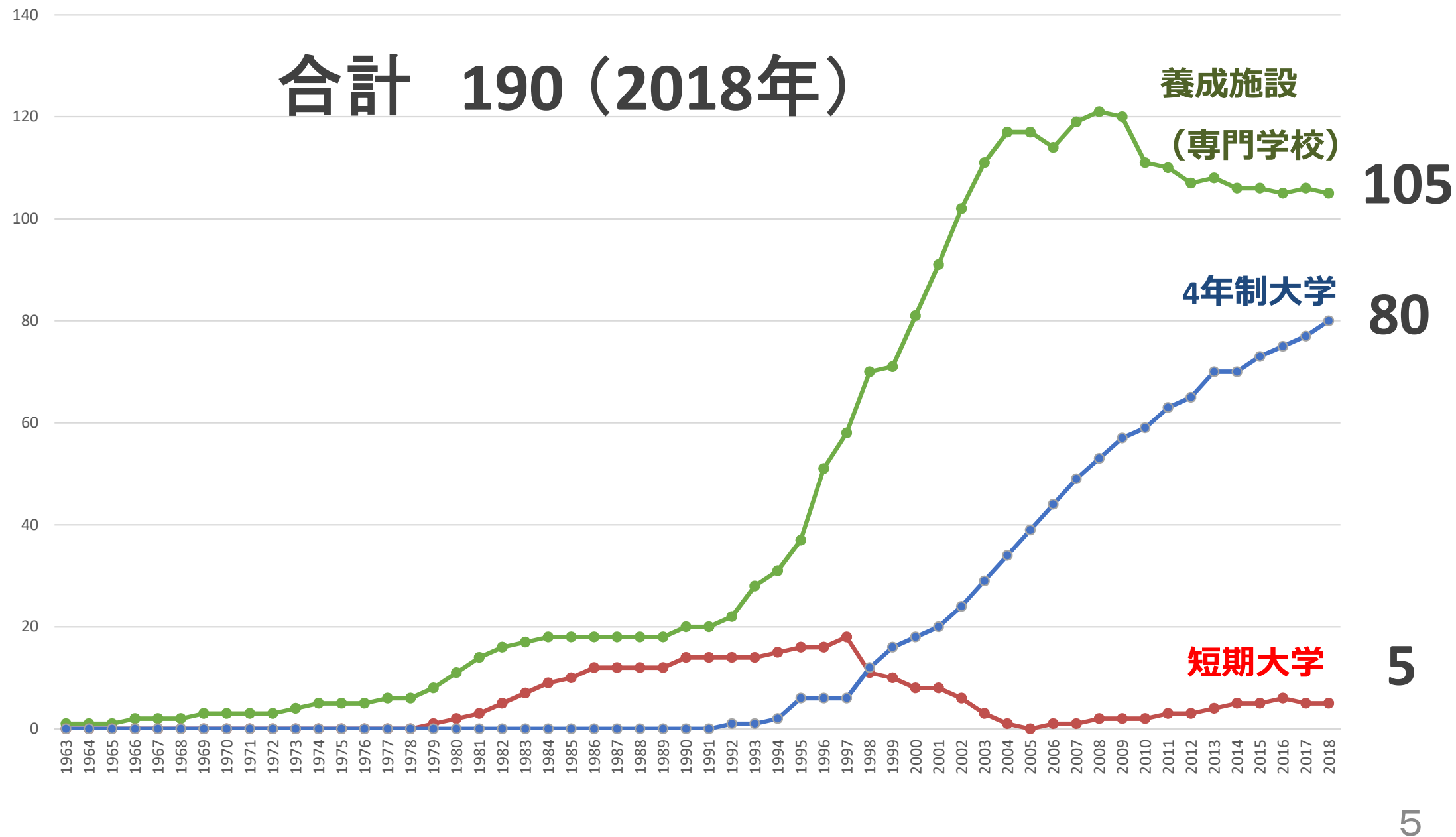
出典:(一社)日本作業療法士協会会員統計資料 3

理学療法士学校養成施設の推移

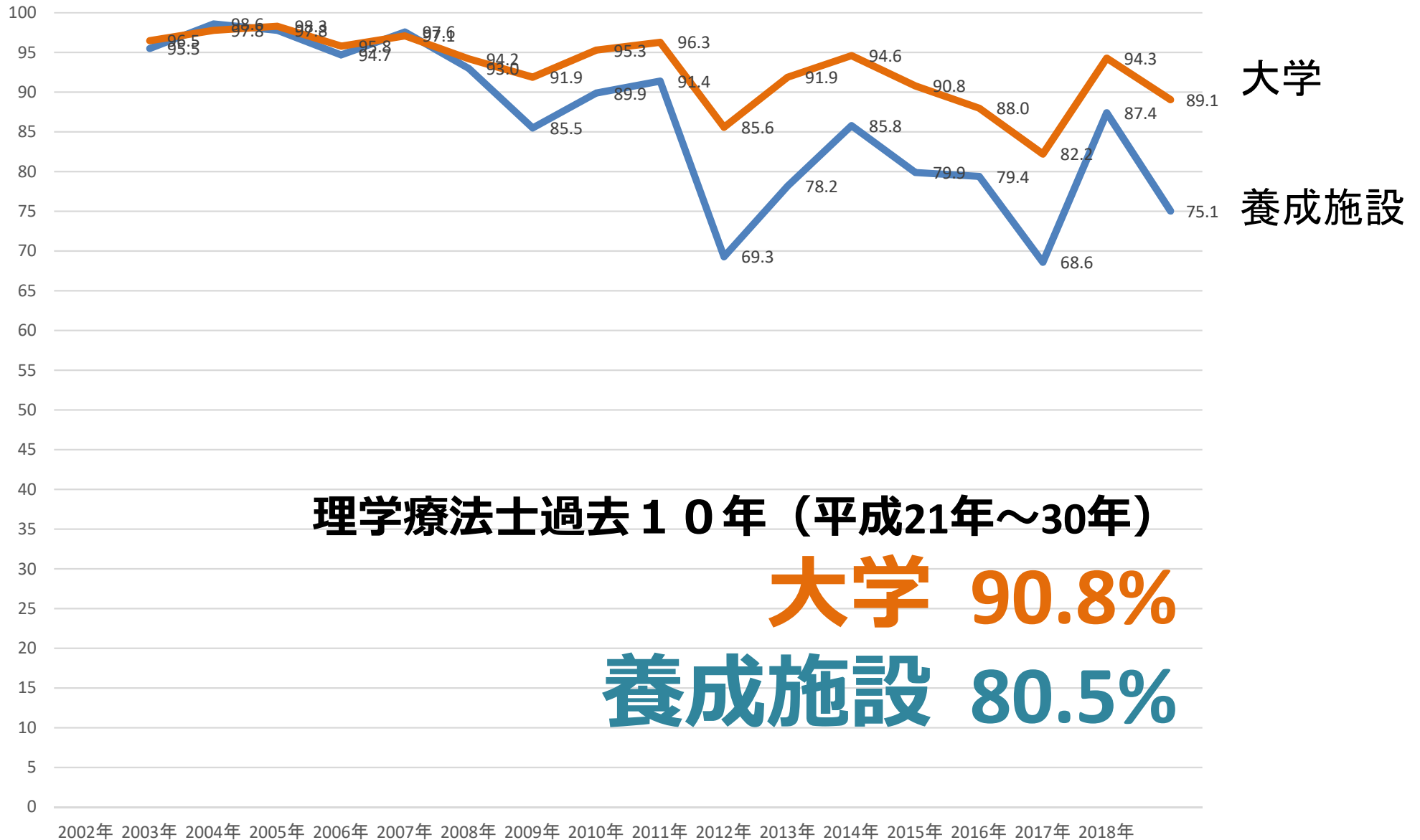


作業療法士学校養成施設の推移

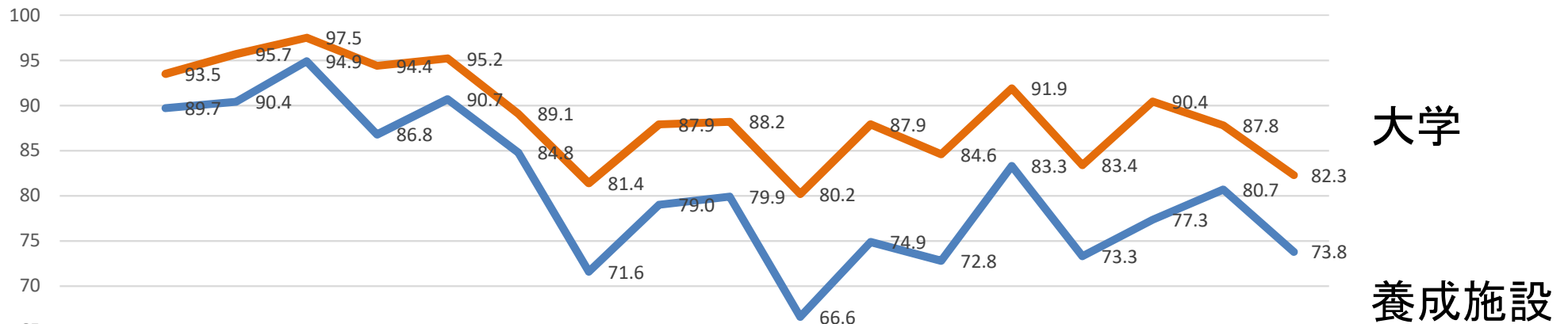
合計 190 (2018年)



理学療法士の国家試験合格率



作業療法士の国家試験合格率



作業療法士過去10年（平成21年～30年）

大学 86.4%

養成施設 76.2%

2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年

将来の人口と理学療法士・作業療法士養成数の推移について

- 2040年には人口10万人に対する療法士数は約3倍に増加。
- 現在の養成定員数が将来も維持された場合、2040年時点の18歳人口に占めるPT・OT学校養成施設入学者数の割合は約1.35倍に増加。

2018	理学療法士数	人口10万対 理学療法士数
日本	127000	50-100
アメリカ	209670	50-100
ドイツ	136000	150-200
イギリス	53301	50-100
フランス	86459	100-150

出典：WCPT「a profile of the profession」Reference year: 2018

※理学療法士数は2018年の就業者数

※人口10万対理学療法士数は2018年現在

理学療法士	2025	2030	2035	2040
人口10万対就業者数	163	199	238	278
18歳人口（1万）対養成定員数	126	133	139	155

2017	作業療法士数	人口10万対 作業療法士数
日本	74615	60
アメリカ	141971	40
ドイツ	59000	70
イギリス	38919	20
フランス	12406	20

出典：WFOT「Human Resources Project 2018

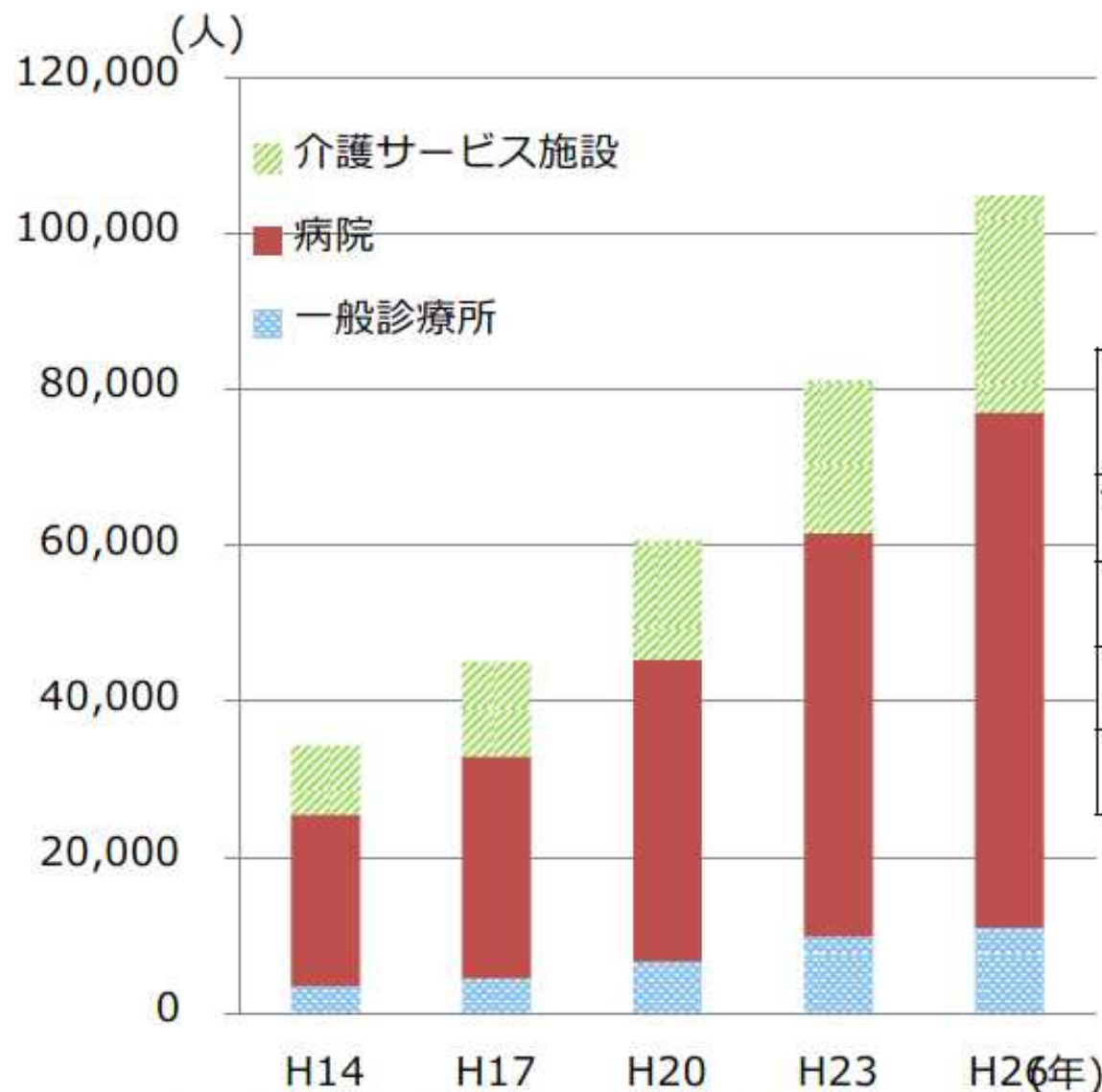
※各国の作業療法士数は2017年11月調査時点の免許登録者数

※日本の作業療法士数は2016年3月31日時点の免許登録者数から日本作業療法士協会会員の死亡退会者数を除いた数

作業療法士	2025	2030	2035	2040
人口10万対就業者数	86	103	122	141
18歳人口（1万）対養成定員数	67	71	74	83

理学療法士従事者数の年次推移（常勤換算）

第1回 医療従事者の需給に関する検討会
（平成27年12月10日）資料3



区分	理学療法士（常勤換算）				
	H14	H17	H20	H23	H26
介護サービス施設	8,772	12,101	15,292	19,562	27,789
病院	22,029	28,509	38,675	51,800	66,151
一般診療所	3,458	4,471	6,683	※9,821	10,988
合計	34,258	45,080	60,650	81,183	104,928

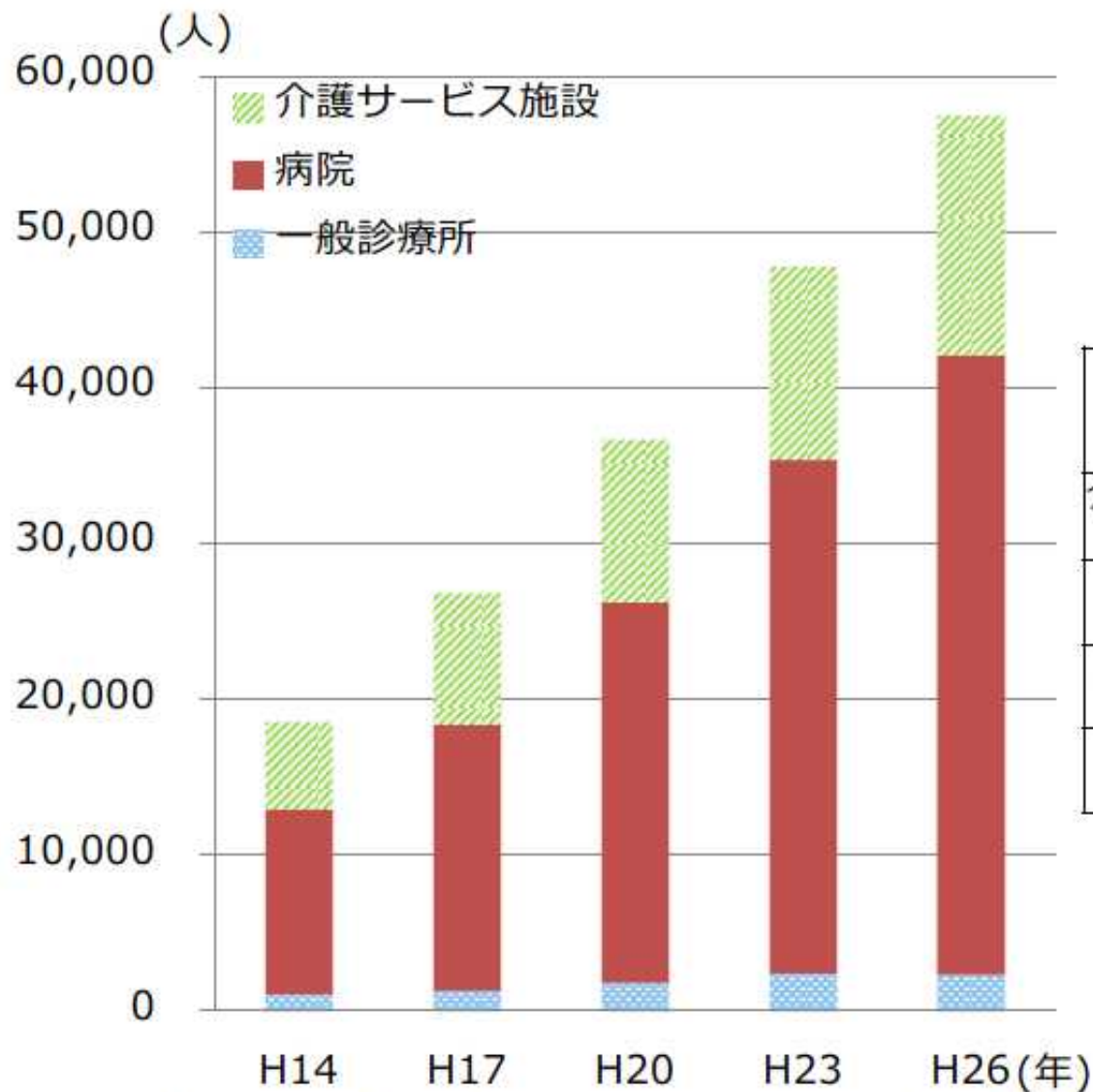
各年、10月1日現在の従事者数

※ H23の一般診療所は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値

※介護サービス施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリテーション（介護老人保健施設）、通所リハビリテーション（医療施設）、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護

出典：「医療施設調査」、「病院報告」、及び「介護サービス施設・事業所調査」

作業療法士従事者数の年次推移（常勤換算）



区分	作業療法士（常勤換算）				
	H14	H17	H20	H23	H26
介護サービス施設	5,598	8,438	10,412	12,367	15,364
病院	11,882	17,070	24,457	33,020	39,786
一般診療所	1,079	1,312	1,805	※2,407	2,350
合計	18,560	26,820	36,674	47,794	57,500

各年、10月1日現在の従事者数

※ H23の一般診療所は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値

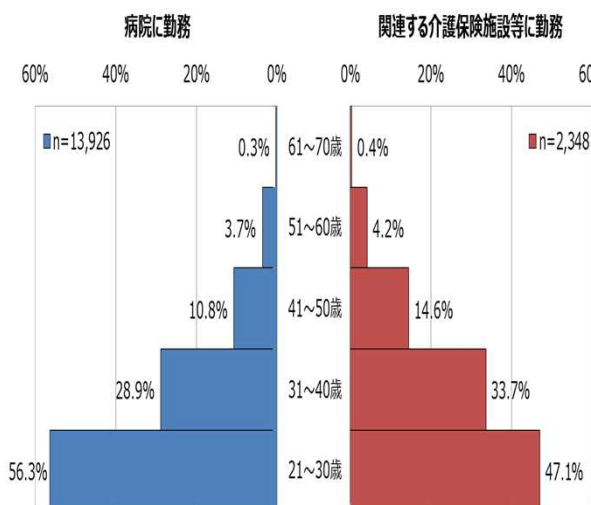
※介護サービス施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリテーション（介護老人保健施設）、通所リハビリテーション（医療施設）、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護

出典：「医療施設調査」、「病院報告」、及び「介護サービス施設・事業所調査」

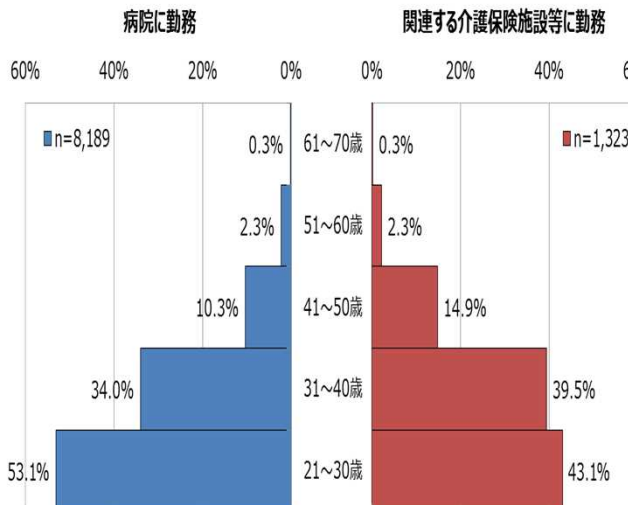
2-2. 年齢区分

	n=862		n=968		n=700		n=342		n=301		n=132	
	病院に勤務						関連する介護保険施設等に勤務					
	理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
21～30歳	7,846	56.3%	4,350	53.1%	1,470	47.3%	1,106	47.1%	570	43.1%	133	42.2%
31～40歳	4,022	28.9%	2,784	34.0%	1,181	38.0%	791	33.7%	522	39.5%	121	38.4%
41～50歳	1,503	10.8%	847	10.3%	322	10.4%	342	14.6%	197	14.9%	51	16.2%
51～60歳	509	3.7%	186	2.3%	110	3.5%	99	4.2%	30	2.3%	8	2.5%
61～70歳	46	0.3%	22	0.3%	22	0.7%	10	0.4%	4	0.3%	2	0.6%
合 計	13,926	100.0%	8,189	100.0%	3,105	100.0%	2,348	100.0%	1,323	100.0%	315	100.0%

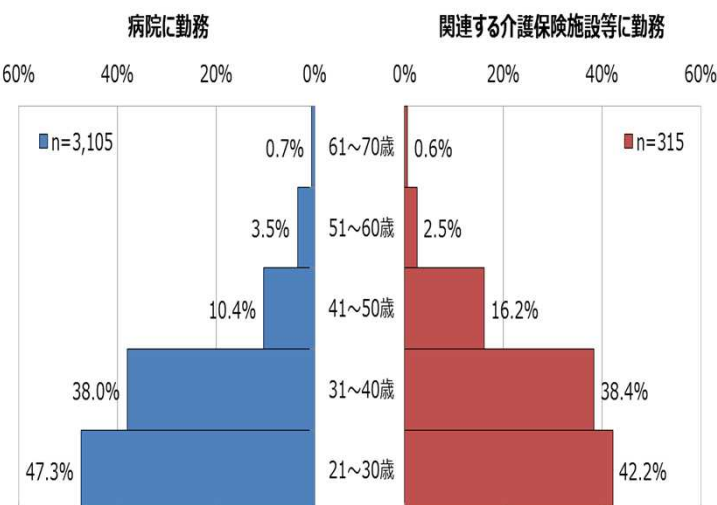
年齢区分（理学療法士）



年齢区分（作業療法士）



年齢区分（言語聴覚士）



20代が多く、理学療法士は、病院勤務者は56.3%、関連施設勤務者は47.1%、作業療法士は、病院53.1%、関連施設43.1%、言語聴覚士は病院47.3%、関連施設42.2% 全体として、年齢構成が若年層に集中している。

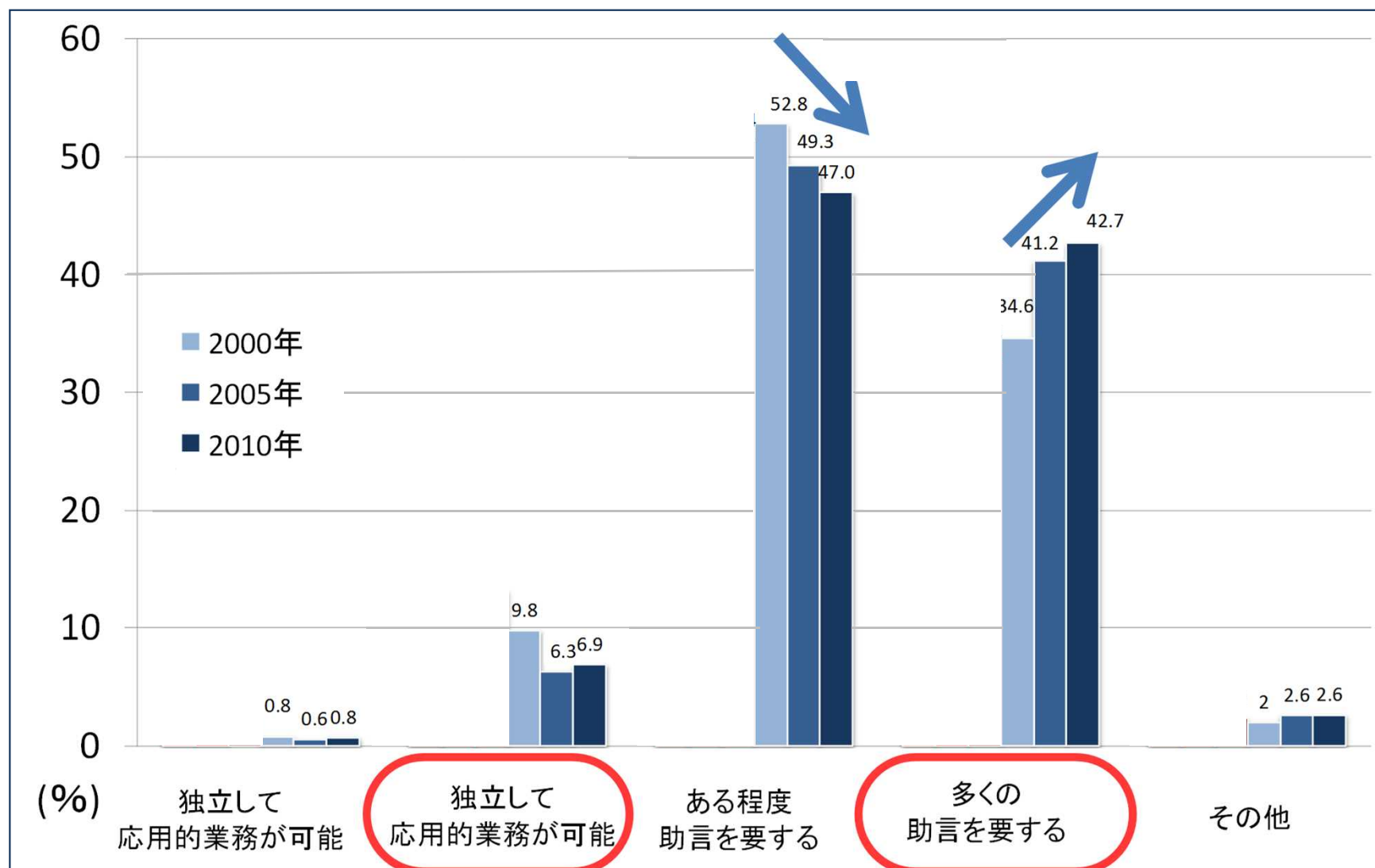
【質の低下関係】

- 最近の新卒者を見ていると、質が非常に厳しいと感じられる。新卒者の就業先選定が質に影響しているのか。（第1回）
- 理学療法士の養成の質の低下が懸念されていることから、今後、理学療法士の質に関しても検討を進めていくことが重要である。（第2回）
- 理学療法学教育は、4年制大学教育で約40%なされており、質の担保の観点からも、大学教育体制が望ましいのではないか。（第2回）
- 各種学校の質について、教員のうち、関東近圏の我々の知り得る専門学校の教員の学位の取得状況等を見ると、極端な差がある。（第2回）

【質の向上関係】

- 大学教育では、最終学年に卒業研究を位置づけ、必修科目としている大学が81%、うち研究発表会を実施し、論文集を作成しているのが82%という、高い数字が見られている。いわゆる研究マインドを身につけた、質の高い理学療法士を輩出しているのではないかと。（第2回）
- 研究職、教育職を目指す理学療法士も増加しつつあり、社会貢献と理学療法学の質の向上にもつながっているのではないかと。（第2回）
- より良い教育を実施して、社会に貢献できる理学療法士を輩出するために、教員の質も維持・向上していく必要がある。（第2回）

卒業直後の理学療法士のレベル



日本理学療法士協会資料 白書 2000年、2005年、2010年を医政局医事課で一部修正

学校養成施設に係る規制緩和・規制改革について

医療従事者の需給に関する検討会
第2回 理学療法士・作業療法士需給分科会
(平成28年8月5日)参考資料(抜粋)

○ 規制緩和推進3か年計画（平成10年3月閣議決定）

改定：平成11年3月閣議決定、再改定：平成12年3月閣議決定

- ・カリキュラム等を規制している国家試験受験資格付与のための学校養成施設の指定規則を見直し、各大学等が社会のニーズに適切に対応した多様な医療技術者等の養成ができるようにする。
 - 平成11年3月31日付けで理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を改正し、同年4月から施行。
 - ※ 学校養成施設における教育内容が、科目ごとの時間数の規定から、分野ごとの単位数の規定に移行。
 - その他、教員要件の緩和等が行われた。

○ 規制改革推進3か年計画（平成13年3月閣議決定）

改定：平成14年3月閣議決定、再改定：平成15年3月閣議決定

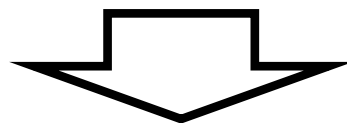
- ・大学における、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、許可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化する
 - 学校教育法等を改正し、平成15年4月施行。

※ 学校養成施設の増加については、上記規制緩和・規制改革の他に、リハビリテーションに対する社会の要請、回復期リハビリテーション病棟入院料の創設（平成12年4月）、介護保険制度施行（平成12年4月）等が要因として考えられる。

2 今後の検討の進め方について

現状・課題

- 今回の理学療法士・作業療法士の需給推計（案）においては、PT・OTの供給数は、現時点においては、需要数を上回っており、2040年頃には供給数が需要数の約1.5倍となる結果となった。
- 近年、学校養成施設数、その定員は増加し続けてきているが、養成施設出身者の国家試験合格率が低下傾向にある等、養成の質の低下を指摘する意見がある。



方向性（案）

- 以上を踏まえ、将来の需給バランスを見据えると、学校養成施設に対する養成の質の評価、適切な指導等を行うこと等により、計画的な人員養成を行うことが必要ではないか。